

# 解放への一歩

～人権尊重のまちづくりをめざして～

第44集

筑紫野市



知ろうとせずは過ち 無知は罪

知ろうとするを尊び 有識は功

善は知識であり 悪は無知であると みなが言う

だが、むかしから みなもまた言う

知らぬ 存ぜぬ 触れぬ かわらぬ 部落とは

見ても見ぬふり あつてもなきものとせよ 部落差別には

それらが慣わしであり 生きる術だと

知らずして差別する 人間の悲しさか

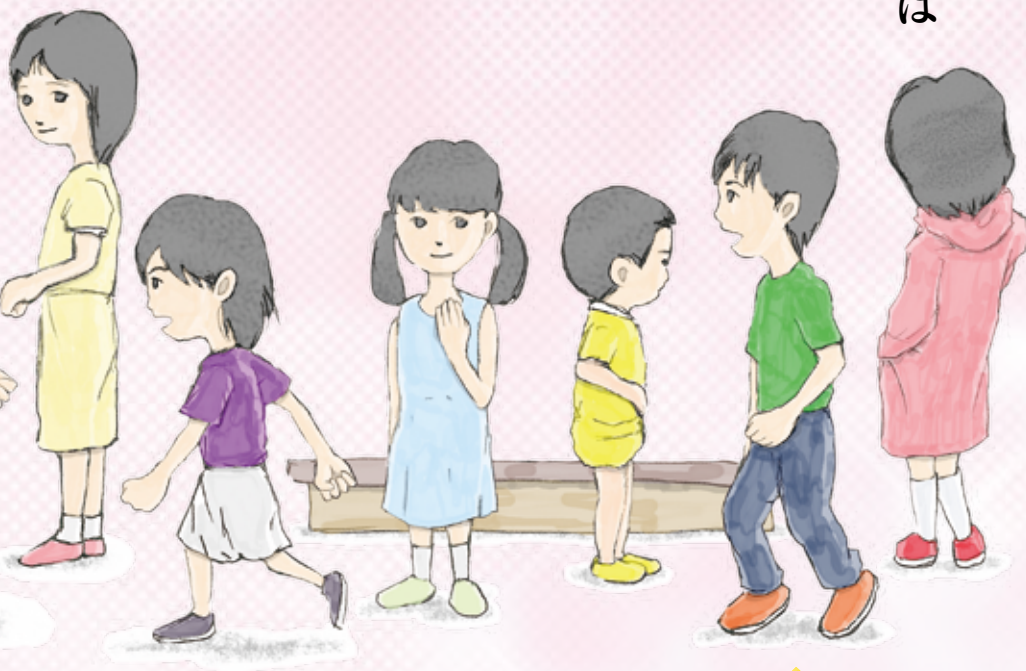
知らぬふりして無関心よそおう 人間の冷たさか

知っていてなお差別する 人間の恐ろしさか

否、人間は尊敬すべきものであると 彼らは言う

非道不合理極まりない差別に泣かされた 彼らは言う

人の世に熱を 人間に光をと



100年にならんとする　ときを経てもなお

彼らの熱と光は　この筑紫野にも　照らしつづけ

全国津々浦々にて　多くの彼らの運動は

累々と引き継がれ

ふたたび　国を動かした

「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布施行された

400年にわたる許されざる社会悪を根絶すべく

この法律は謳う　部落差別解消の教育と啓発をせよと

善なる知識をもて　わたしの理性と良心をよびもどせと

すべての人間にやさしい国をめざすのだと

光かがやく　あたたかいまちを　ふるさとをつくろうというのだ

わたしたちが　この法律を活かしたならば　その光は必ずや見えてくる



## 部落差別の解消の推進に関する法律

### (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## この法律のポイント

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が2016（平成28）年12月9日に成立、同月16日に公布・施行されました。

### ◆六つの特色

- ・法律の名称と条文に初めて「部落差別」の文言を明記した。
- ・現在もなお部落差別が存在することを明確に示した。
- ・部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要な課題である」と明記した。
- ・時限立法ではなく、恒久法として、部落差別のない社会の実現を初めて明記した。
- ・部落差別の解消に関する施策の実施を、国及び地方公共団体の責務とした。
- ・部落差別に関する相談体制の充実、教育・啓発、実態調査を求めた。

部落差別の根絶をめざす同和地区の人々や同じ志をもつ人々の長い間の努力によって、この法律ができました。

この法律は、「部落差別」という名称を冠した初めての法律です。このことは、世界でも日本にしか存在

しない部落差別の根絶を図ろうとする政府の強い意志が表れています。

政府においては、同和問題の解決を「国の責務・国民的課題」として、特別措置法（時限立法）を制定し、1969（昭和44）年から2002（平成14）年まで住環境の改善などを中心に取り組みました。その結果、一定の環境改善を図ることはできました。

しかし、身元調査や同和地区の人との結婚には反対など、偏見に基づく差別が現在もなお存在しています。さらに、同和地区に関する問い合わせなどの部落差別にかかわる人権侵害が起こっています。また、近年、インターネット上では、部落差別の助長につながるような書き込みも多く起こっています。

こうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。このような部落差別の実態を捉え、恒久法として部落差別解消推進法ができました。

この法律は、「部落差別の解消に関する施策」を国や地方公共団体に求めています。そのために、相談体制を充実し、実態調査を行い、教育・啓発をしっかりと行っていくことを求めています。

## 娘の結婚で考えたこと

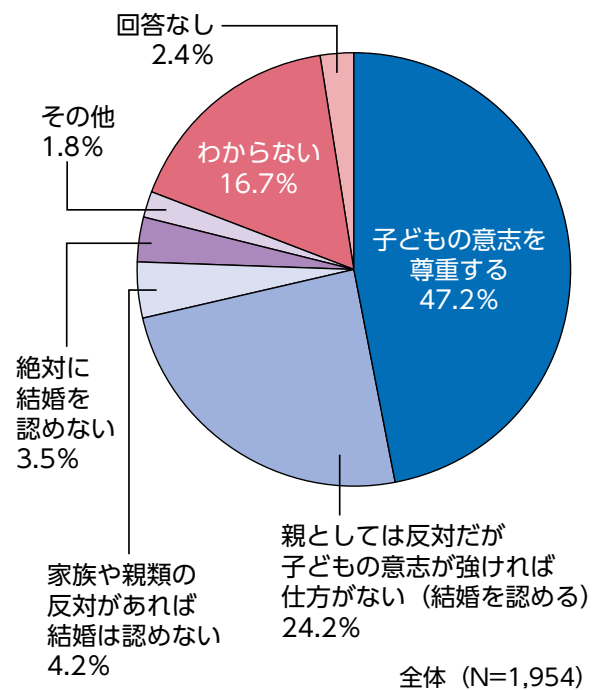
娘が結婚を前提に付き合っている相手を紹介した  
 と言ってきました。事前の情報は、同じ職場で、  
 年の差が大きく再婚であるという点です。これか  
 らの長い付き合いをしていく中で、気になる点につ  
 いて聞きたいことをいろいろ考えていました。この  
 相手との結婚で、娘は幸せな生活をおくることか  
 できるのかと…。

## 人権問題に関する県民意識調査から

親として子どもの幸せを願う気持ちは皆同じだと  
 思います。若い二人の生活力や生活環境を思いやる  
 ことは当然のことです。

娘の結婚について考えていたとき、2016（平  
 成28）年に福岡県が実施した「人権問題に関する県  
 民意識調査結果報告書」を見る機会がありました。  
 その中の一つに、私の関心ごとである結婚に関する  
 データがありました。

回答者の子どもが同和地区の人と  
 結婚しようとしたとき、どうするか



回答者の子どもが同和地区の人と結婚すると想定  
 した質問では、「子どもの意志を尊重する」「親とし  
 ては反対だが、子どもの意志が強ければ仕方がない」  
 を合わせると71・4%の割合になっており、日本国  
 憲法にも保障されている「婚姻は、両性の合意のみ  
 に基づいて成立し…」の条文にそって判断され  
 ているようです。一方、「絶対に結婚を認めない」「家  
 族や親類の反対があれば結婚は認めない」を合わせ  
 ると7・7%であり、「親としては反対だが…」

という考えを含めると、本人の人がらではなく出身による判断をする人がいることに少し悲しい気持ちになりました。

## 娘に・・・

私は、娘の結婚については、二人の意志を尊重したいと考えています。この考えをもとに相手の方と話し合いたいと思います、日にちを設定しました。

相手の方は誠実そつで、わがままな娘をあたたく包んでくれそんな雰囲気です。それでも不安に思っていることは遠慮せずに聞き、それに対し彼も正直に答えてくれました。娘のうれしそうな顔を見ると、自信にあふれており、その場で言う言葉もあり見つかりませんでした。

親からの提案として、相手の良いところ悪いところを理解した上で、二人で結婚について判断するよつに伝えました。

## 誰もが幸せな社会に

現代社会には、さまざまな生き方があります。結

婚もその選択肢の一つです。結婚は、人と人が結びつくものであり、本人たちの意志が尊重されるべきものです。しかし部落差別が現存する中で悩みを抱えている人もいます。

人生の大きな節目の中で、当事者の思いをしっかり受け止め、差別や偏見をもつのではなく、本人自身をしっかりと見ていくあたたかいまなざしをもち続けたいと思います。



## 今も使われる「けがれる」という言葉

子どもたちが「けがれる」という言葉を使っているのを見かけます。また、以前からアニメや映画、物語の中で、「けがれる」という言葉が使われており、とても気になります。

その言葉は、子どもたちがけんかをして、相手のことをよく思っていないときや腹を立てているときに、深く相手を傷つけようとして使われます。また、その言葉を発した後に、友だちにタッチして、その「けがれ」を人につつすような姿を見ることがあります。

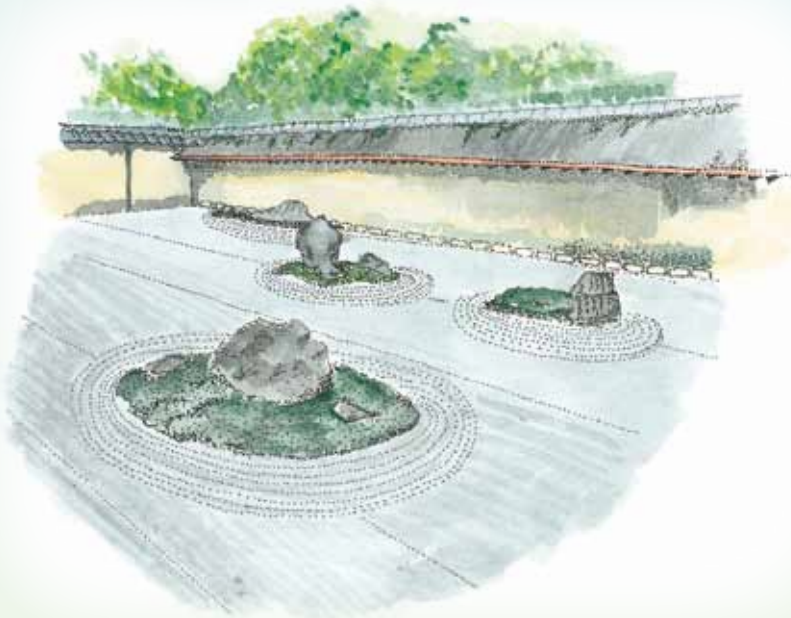
### 「けがれる」とは？

「けがれ」という言葉は、中学校の歴史の教科書にも出てきます。教科書には、次のように書かれています。

近世社会にも中世と同じように、天変地異・死・犯罪など人間がはかりしれないことを「けがれ」としておそれる傾向があり、それにかかわった人々が差別されるこ

とがありました。もっとも、死にかかわっていても、医師・僧侶・処刑役に従事した武士などは差別されなかったもので、差別は非合理的で、支配者につごうよく利用されたものであるといえます。（帝国書院「社会科中学校の歴史」2015年文部科学省検定済、2016年発行より）

このように中学生は、近世の身分制度の中で、「けがれ」という言葉は、「特定の人たち」を差別するために使われていたと学びます。



龍安寺(京都市)石庭  
室町時代に差別されつつも優れた技術をもった人によってつくられたといわれています。



## 「けがれる」が使われることへの心配

私たちの中には、まだまだ科学的に根拠のない噂や迷信を信じたり、おそれてしまったりする心が残念ながらあります。根拠のないものを信じ、決めつけてしまう偏見が差別を生み助長していきます。その一つが「けがれる」という言葉です。この言葉は部落差別を助長するものであり、現在も人を深く傷つけるものであることに変わりはありません。

そのため、学校では、「けがれる」という言葉を聞いたとき、その言葉が歴史的に人を深く傷つけてきたことや、非科学的なものの見方が決めつけ（偏見）を生み、差別やいじめにつながっていくことを子どもたちといっしょに考える機会をつくっていきます。

## 変わってきたもの

「けがれる」という非科学的な言葉が現在も残念ながら残っている一方で、変わってきたものもあります。

例えば、「清め塩」です。「死」を「けがれたもの」として「お清め」するという「清め塩」は、多くの葬儀の場でその考え方のおかしさが広まり、廃止されています。また、「博多祇園山笠」の例もあります。山笠の舁<sup>か</sup>き手の詰め所には「不浄の者立ち入るべからず」という立て札が長年置かれていました。これは、女性を「けがれたもの」であるとして、入れないようにするためのものでした。しかし、この考え方は「女性を蔑視したもの」という声があがり、2003（平成15）年に廃止されました。

## ちょっと立ち止まって考えてみませんか？

おかしさに気づくためには、ものごとの歴史や背景を知り、「それって本当？」という気持ちをもって、ちょっと立ち止まって考えてみるのが大切です。これまで、「当たり前」、「昔からそうしているから」と思っていたものも違った見え方がしてくるかもしれません。

## 同和教育と豊かな営みの中で

1972（昭和47）年、社会科教科書に部落問題がはじめて掲載されたことを契機に、同和教育が本格的に進められました。同和教育の柱は2つです。ひとつは、部落問題の正しい認識をつけること。もうひとつは、子どもたち一人ひとりの学力を保障することです。

### 実態からの出発！

バラが3本あります。2本買います。あわせて何本になりますか。

小学校一年生算数「たしざん」の問題です。担任は、「この問題を絵に描いてごらん」と言いました。子どもたちは「バラの花」を描くと思っています。しかし、学級の中に、見事な「豚バラ」の絵を描いたAさんがいたのです。バラと聞いて、「豚バラ」を想像する子どもがいるとは…。担任が「当たり前前」と思っていたことが、「当たり前」ではな

い子どもの実態があることを思い知らされた瞬間でした。

### 家庭訪問を通して！

そこで、担任はAさん宅へ家庭訪問を行いました。Aさんは、家庭の事情で、親戚のおばさんと二人で暮らしています。この家庭訪問を通して、Aさんの家での仕事が「おつかい」と分かりました。おばさんに言われて、近くの焼き鳥屋さんによくおつかいに行っていたのです。そんな生活の中から、「豚バラ」の絵が生まれたことを知りました。

30人の子どもがいれば、30の家庭があります。家族構成も違えば、保護者の方の仕事も違います。そのため、子どもたちの生活経験にも差があります。生活経験の差は、学習の理解や定着に大きな影響をもたらします。だから、すべての子どもたちの学力を保障するには、子どもや家庭の実態をしっかりと把握し指導に生かす必要があります。そのために、大切にしてきたのが家庭訪問です。

## 生活と学習をつなぐ！

小学校二年生では、かけ算の意味や計算の仕方を知ります。そこで、学習したかけ算を生活の中で活用できるようにしたいと思い実施したのが、「かけ算さがしのたび」です。かけ算九九を学習した後、スーパーマーケットに行つてかけ算を使って数量を求められるものを探すと学習です。子どもたちは意欲的に学習に取り組み、探したものを「3こ入りのりんご4パックで、りんごは12こ」「2リットル入りのジュース4本で、ジュースは8リットル」などと、絵や文でまとめていました。

Aさんも「3本入りの焼き鳥5パックで、焼き鳥は15本」というまとめをしニコリ笑顔を見せていました。

## 学習が分かるようになるよ！

学習が分かるようになった子どもたちは、「こんな勉強をしたい」「社会に出て、こんな仕事をしたい」と目標をもつようになっていきます。また、自分に自信をもてるようになっていきます。自信は、学習意欲や自分の考えをしっかりと表現する力、物事を正しく判

断する力の高まりにつながります。さらには、いじめや差別のおかしさに気づき、なくしていくこととする行動力を身につけるようになります。

このように同和教育では、前述した実践例のように、子どもたちに寄り添い、子どもの実態や生活との関わりを大切にし、学力の向上を図ってきました。また、相手の気持ちを押し量ったり、物事を科学的に捉え、いじめや差別を見抜いたりなくしたりする力を育てることを大切にしてきました。

これらの力は、子どもたちの生活を高め、すべての人が安心して豊かな生活ができる未来づくりにつながっているのです。



## 市民懇談会に参加してみませんか

**解決すべき人権問題があります！**

現代社会において、解決しなければならぬ人権問題が存在します。同和問題やいじめ、高齢者問題や女性・外国人差別の問題などです。多くのものが前進はしているものの解決までにはいたっていません。これらの解決のために、行政はもちろん、市民団体などもさまざまな取組をしています。

### 筑紫野市では・・・

筑紫野市では、同和問題をはじめさまざまな人権問題を解決し、すべての市民の皆さんの人権が保障され、安心して暮らせる「人権尊重のまちづくり」を進めています。

その中心になる取組が、自治会等の長をはじめ地域の皆様のご協力をいただいで開催している「市民懇談会」です。

昨年度は、DVDの視聴や講話・寸劇などを通して、高齢者問題・同和問題・災害にかかわる問題

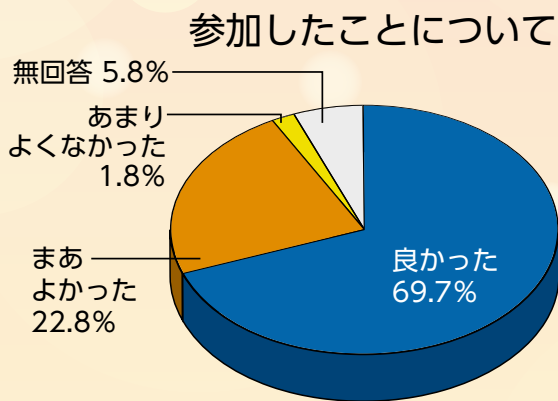
などさまざまな人権問題について、市内すべての行政区で懇談が行われました。

### 参加者アンケートから

市民懇談会に参加していただいた地域の皆さんの感想を紹介します。

- 知らないことをたくさん知ることができ、気づいていなかったことに気づかされた1時間でした。私も一人ひとりを大切にすることで何かを追い求めていきたいと思います。
- 相手を変えるのではなく、自分を変えていくという考えに共感した。思いやりが大切だと感じた。
- いろいろな差別が思い込みから始まることを知りました。
- いじめの問題に関わらず、同和問題・障害者問題など、人権を侵害する側こそ問題であると思った。
- 地域社会が広い心で高齢者及び認知症の方に接していく「共助」の心が大切ということがわかった。
- 災害時の避難場所、運営の仕方が分かってよかった。ユーモアたっぷり、とても楽しく勉強できました。とても心にしみました。
- クイズ形式でよかった。聞いていて楽しくとてもいい勉強になった。

次に、市民懇談会に対する参加された方の印象をご紹介します。



上記資料でもわかるように、「参加してよかった」69.7%、「まあ良かった」22.8%、「あまりよくなかった」1.8%、無回答5.8%となっており、全体として参加した人の92.5%が市民懇談会に参加したことよ  
い印象をもっていた  
ています。

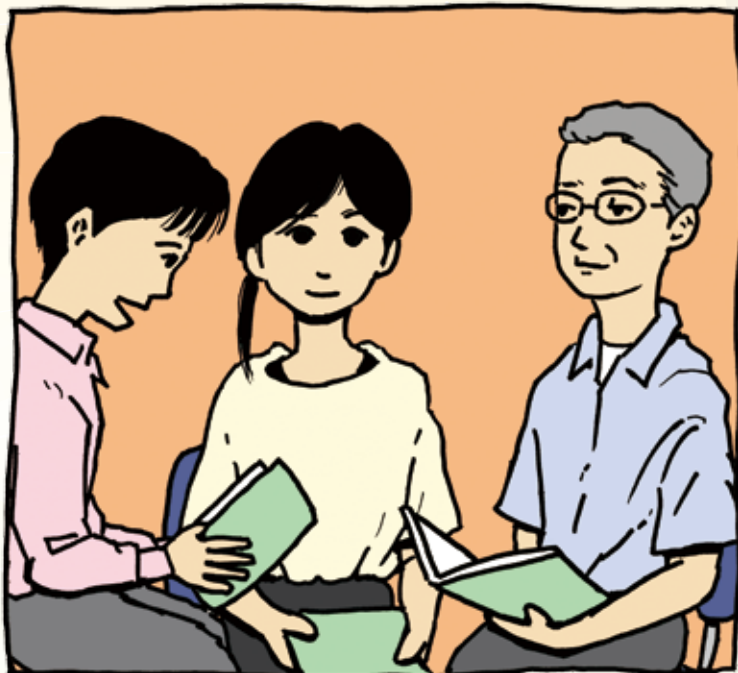
参加者アンケートからも分かるように、市民懇談会ではさまざまな人権問題を正しく知る場でもあり、自分自身の人権感覚を磨き、高めることができる場にもなっています。

### あなたの行政区でも市民懇談会が・・・

本年度も各行政区の皆さんで、同和問題をはじめさまざまな人権問題を学ぶ内容が工夫されています。

す。

全国に誇れる筑紫野市の人権啓発の柱である市民懇談会に参加され、人権問題の現状を知り、すべての人の基本的な人権が等しく保障されるまちづくりに  
ついて考えていきましょう。



## 同和問題を学ぶようになったら

私は、社会人になってから同和問題について学ぶようになりました。学び始めた頃は、「私には関係ないのに、なぜ学ぶ必要があるのだろうか？知らなければ差別することもないので？」と疑問に思っていました。しかし、学んでいく中で、私は小学校の同級生であるYさんのことをふと思い出しました。

私は小学生の頃、転校してきたYさんと学校でも家でもよく一緒に遊んでいました。しかしある日、突然母に「これからはYさんとはあまり関わらないようにしなさい。」と言われました。その頃の私はまだ、母の言うことはすべて正しいと思っていたので、「お母さんがそんな言うくらいなら、Yさんは本当はいい子じゃないのかな。」「Yさんとは遊んだらいけないんだ。」と疑うこともなく思いこんでしまいました。そして私は、Yさんのことをなんとなく避けるようになりました。

## 私の気づき

ある日、私は同級生であるBさんと久しぶりに再会しました。小学生の頃の懐かしい思い出話をする中で、Bさんが「Yさんと今も仲良くしているよ。」と私に言いました。私は、「あのYさんと？」と内心驚いてしまいました。

その後、自分がどうして驚いたのか、疑問に思いました。小学生の頃のYさんを思い出してみても、悪いことをしたり嫌なことをされたりした記憶は何もありません。

Bさんと話したときにやっと、Yさんのことを避けるようになったときの私は、母の言うことをただ鵜呑みにして、Yさん自身を見ていなかったのだという事に気づきました。



## 人として成長するために

同和地区に住んでいる人に対して、ただそこに住んでいるというだけで理由もなく差別し、傷つけてしまうのが部落差別だと思います。理由もなく「関わってはいけない」と思いこんでYさんを避けていた私は、部落差別と同じようなことをしてしまっていたのだと思います。

今では、私の思い込みのせいで、何も悪くないYさんを傷つけてしまったことをとても後悔しています。仲の良かった友達に突然避けられるようになったYさんのことを思うと、申し訳ない気持ちでいっぱいです。

だから私は、同じ過ちを繰り返さないように、そして予断と偏見で物事を見ることのないように、これからも同和問題をはじめさまざまな人権問題について学び続けていきたいと思っています。

そうすることによって、私自身も人として成長できるように思います。

今度、久しぶりにYさんに連絡をとってみようと考えています。

## 恥ずべき差別を今こそなくす

今回の「解放への一歩」は、「部落差別解消推進法」の内容を中心に、部落差別の現実、解消するための取組を紹介させていただきました。

この法律を文章だけでなく、有効なものにするのは私たち一人ひとりです。まず、自分を見つめることから始めましょう。「そっとしておけばなくなる」「自分には関係ない」というのは部落差別を助長する考え方です。自分の目で見てもいないうわさ話に気軽に同意したり、地名だけで決めつけたりする何気ない日々の会話や行動などが、部落差別をなくすことができない要因の一つです。

また、差別の歴史や人権について学ぶことで、差別することのおかしさや人権を守るために努力してきた人たちの生き方を知ることができます。

日頃から、部落差別に対して無関心にならず、正しい知識を身につけるとともに、自分の中に潜む差別意識を見つめ、私たち一人ひとりが「どうすれば差別がなくなるのか」を考え、行動することが大切です。

私たち一人ひとりの力で、恥ずべき差別をなくし、誰もが胸を張って自分の故郷を名乗り、幸せに自分らしく暮らせる筑紫野市をつくりましょう。

## 解放への一步 第44集 アンケート用

(当てはまるものに○をつけて下さい。)

- 1 「解放への一步」第44集は・・・①よかった ②まあよかった ③あまりよくなかった ④よくなかった  
2 心に残った内容は・・・①巻頭詩 ②「この法律のポイント」 ③「娘の結婚で考えたこと」  
④「今も使われる「けがれる」という言葉」 ⑤「同和教育～豊かな営みの中で～」  
⑥「市民懇談会に参加してみませんか」 ⑦「同和教育を学ぶことについて」  
3 感想をお聞かせ下さい。

### 解放への一步 第44集 アンケートのお願い

部落差別解消推進法では、部落差別解消のため、教育や啓発等の必要性が明記されています。その一環として、筑紫野市では本年度も「解放への一步（第44集）」を発行いたしました。つきましては、市民の皆様から読まれた感想等をいただき、今後、さらなる充実を図りたいと考えています。趣旨をご理解のうえご協力をよろしくお願いいたします。

#### ○アンケート回答の方法

- ① F A X : 上のアンケート用紙に記入のうえ以下の番号に F A X 下さい。  
・筑紫野市教育政策課人権・同和教育担当：(092) 923-9644
- ② 郵送：上のアンケート用紙に記入のうえ以下の住所にご送付下さい。  
・筑紫野市教育政策課人権・同和教育担当：〒818-8686 筑紫野市二日市西一丁目1番1号
- ③ メール：[jinkendouwa@city.chikushino.fukuoka.jp](mailto:jinkendouwa@city.chikushino.fukuoka.jp)
- ④ 筑紫野市ホームページ：以下の手順で「解放への一步」第44集に入ってください感想をお寄せ下さい。  
「担当部署から探す」→「教育政策課」→啓発冊子「解放への一步」→2017（平成29）第44集

2017年10月15日発行 解放への一步 第44集

#### ■編集発行

筑紫野市  
筑紫野市教育委員会  
筑紫野市同和教育研究会  
筑紫野市同和教育問題啓発資料編集委員会

#### ■問い合わせ先

筑紫野市教育委員会教育政策課  
TEL:(092)923-1111

#### ■印刷

大成印刷株式会社

